

令和 3 年度第 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 3 年 4 月 13 日

担当部・課：財務部市民税課〔内線 3091〕

財務部資産税課〔内線 3112〕

① 件 名

東日本大震災に伴う市税減免の廃止について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

東日本大震災においては、平成 22 年度分及び平成 23 年度分の市民税、固定資産税及び都市計画税の減免について、市税条例の規定によらず、別途減免条例を定め、適用していた。

法人市民税においては、平成 23 年 3 月 11 日から平成 26 年 3 月 10 日までの間に終了する各事業年度を減免対象としており、更正の時効期間が経過したことから、条例の目的が達成された。

【目的】

本条例による適用期間が経過したことから、当該条例を整理するもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令】**

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

東日本大震災に伴う石巻市市税の減免に関する条例（平成 23 年条例第 26 号）

〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**⑤ 主な内容**

東日本大震災に伴う石巻市市税の減免に関する条例を廃止するもの。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）**【影響・効果】**

更正の期間制限が過ぎており、本条例に基づく減免は受けられないことから影響はない。

※これまでの減免実績（法人市民税分）

平成 29 年度 43 件 2,246,200 円

平成 30 年度 15 件 1,284,800 円

平成 31 年度 1 件 422,600 円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討**⑧ 今後の予定及び施行予定年月日**

令和 3 年 6 月 市議会第 2 回定期会に「東日本大震災に伴う石巻市市税の減免に関する条例」を廃止する条例案を提出（公布の日から施行）

⑨ その他

津波被害区域に対する固定資産税等の減免は、市税条例第 71 条の規定に基づき継続される。